

業務指示書

全世界地域強靱で安全な都市・地域形成に向けた気候変動対策に関する情報収集・確認調査（企画競争）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年11月14日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年11月19日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- () 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：気候変動対策、防災計画に係る業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／地域計画）】

- 1) 類似業務の経験：地域計画・防災計画に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 海岸保全計画】

- 1) 類似業務の経験：海岸保全計画・技術に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 外部資金スキーム】

- 1) 類似業務の経験：GCF等の外部資金制度に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年11月26日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

業務指示書第2 7. (2) ⑤「本項に示した以外に効果的・効率的な調査方法等がある場合にはプロポーザルにて具体的に提案すること」と記載する経費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(MVR1 = 7.348690 円 , US\$1 = 112.201 円 , EUR1 = 127.778 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/地域計画
海岸保全計画
外部資金スキーム

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

13.17 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年12月3日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

全世界地域強靱で安全な都市・地域形成に向けた気候変動対策に関する情報収集・確認調査（企画競争）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／地域計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 海岸保全計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 外部資金スキーム	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 本調査の背景

世界各地の海洋国では、気候変動に伴う海面上昇、高潮や高波による浸水、海岸浸食等といった事象が頻発している。これらの災害は、基幹インフラへの被害をもたらす、住民生活の支障となるだけでなく、多くの海洋国において基幹産業となっている漁業・観光業にとっても深刻な影響をもたらす。

「国連気候変動枠組条約」における「適応」については、2010年12月の第16回締約国会議（COP16）において、全ての締約国が適応対策を強化するための後発開発途上国（LDC）向けの中長期適応計画プロセスの開始、適応委員会の設立等を含む「カンクン適応枠組」が合意された。また、COP21で採択されたパリ協定においても、「気候変動に対し、適応能力を拡充し、強靭性を強化し、脆弱性を減少させる」ことを締約国に求めている。

また、2015年3月に合意された「仙台防災枠組 2015-2030」においては、4項目からなる優先行動のうち優先行動3で「強靭化に向けた防災への投資」に、また優先行動4で「効果的な応急対応に向けた準備の強化と『より良い復興』」に取り組む重要性を強調しており、災害リスクを把握したうえで適切な構造物対策等により強靭化を図り、あわせて残余リスクへの対応として、住民の適切な避難行動のための予警報体制強化、啓発等を組み合わせた対策を早急に講じることが求められる。

一方で国家予算に限りがある国においては、このような対策を十分に講じることが困難であることが多い。また精緻な災害リスク分析に基づいた効率的・効果的な対策の推進に課題を抱える国も多く、気候変動・災害に強靭な都市・地域づくりのための戦略策定、構造物対策における先進的技術の導入、関係機関の人材育成・組織体制強化にかかる協力の必要性は高い。

2. 調査の目的

本調査は、災害に脆弱な国において、気候変動に強靭で安全な都市・地域づくりに資する事業オプション検討のための基礎情報、およびより効果的な事業実施を目指すことを念頭においた外部資金の活用可能性にかかる情報を収集し、必要となる JICA 内の制度設計の提言を行うことを目的とする。

3. 調査対象地域

全世界（現地調査はモルディブ国とする。）

4. 関係機関

モルディブ国環境・エネルギー省（Ministry of Environment and Energy）

同 防衛省災害管理センター

同 住宅・インフラストラクチャー省等

5. 調査の範囲

本調査では、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するために「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す調査を行い、調査の進捗に応じ「8. 成果品等」に記載の報告書等を作成する。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 「安全な都市・地域づくり」コンセプトの協力事業への適用可能性検討

本調査では「気候変動に強靱で安全な都市・地域づくり」に資する、海岸保全および減災を含む海洋国向け協力のコンセプトを検証する。併せて、同コンセプトの適用可能性を検討すべく、モルディブ国を具体事例として事業を展開するための基本方針や事業オプションの検討に必要な基礎情報を収集する。

同コンセプトについては、海岸域の人工化を含めた現状や、周辺地域の機能、開発・都市化等の状況等により、「構造物対策の付加をもって周辺地域の防御を優先する」「現存する自然の海岸機能を維持する」「損なわれた自然の海岸機能を回復する」といった類型が考えられる。については事例となる海岸域の現状および今後予想される変遷シナリオによって、災害リスクの軽減、自然環境の維持・回復、領域の開発・利用それぞれの面で、中長期的視野で目指す方向性を検討すること。

(2) 協力事業形成に向けた制度設計

本調査では、6. (1) 項に記載の通り事業オプションの検討を行うための基礎情報の収集を行うが、技術協力等の成果拡大のため「緑の気候基金 (GCF: Green Climate Fund)」等の外部資金スキームの活用も想定し、必要な要件等の検討や当該外部資金活用のために JICA に求められる制度設計の検討を行う。本調査では、「気候変動に強靱で安全な都市・地域づくり」に資する効果的な事業の検討」として、二国間協力事業による協力のみならず、GCF 等の外部資金や国際機関との連携により、地球規模課題に対して効果的なアプローチを促進するための検討を行う。よって、「気候変動に強靱で安全な都市・地域づくり」コンセプトを効果的に展開するための外部資金の活用を想定した協力事業方針の検討、留意事項の整理等を含めるものとする。具体的には GCF の活用をベースとする。事業オプションの検討にあたっては、JICA 地球環境部気候変動対策室および防災グループと協議の上で検討をおこなう。

(3) 調査対象地域および災害種

本調査が対象とする災害種は、海岸域における海面上昇、海岸浸食、および津波・高潮・高波による浸水を想定する。

また本調査では、類似事例の文献調査は全世界を対象に行うこととするが、事業オプション検討の事例としてモルディブ国を扱うこととし、同国 Addu 環礁

および Laamu 環礁内のそれぞれ 1 島について現地調査を行う。各環礁の調査対象島は、契約交渉時に指定する。

(4) 情報の収集方法

公開されている文献資料、学術論文、調査分析データ等については、インターネット等を活用して効率的に収集すること。また、事例となるモルディブ国の現状分析にあたっては、資料・データが十分に整備されていないことも想定されることから、広く関係者・住民などから聞き取り調査を行い、その結果を分析に反映させる。

外部資金スキームに関する情報については、各スキーム運営機関のホームページ、JICA 収集の参考資料等を参照するほか、適宜運営機関事務局へ聞き取りの上詳細を確認すること。また、他機関による類似分野の同資金スキームを活用した案件採択事例や、JICA における外部資金活用案件の事例についても情報収集の上、参考とすること。

国際機関・他ドナーの当該分野の協力事例や外部資金スキーム活用案件事例等にかかる情報収集にあたっては、現地機関事務所に対する聞き取り調査を適宜行い、参考とすること。

(5) 自然環境調査と調査用資機材

本調査では、調査目的を踏まえた現状把握のため、および協力案件検討の際の基礎データとして、モルディブ国対象島における 7. (2) ⑤項に記載の現状にかかるデータ収集を行うことを想定する。計測に必要な機材については、調査用資機材としてプロポーザルにおいて提案すること。また、調査目的を踏まえ同項で記載された以外に提案する調査にかかる機材については、別見積とする。

(6) 現地の関係機関への情報共有・知見共有セミナーの開催

現地調査の実施にあたっては、対象国であるモルディブ国環境・エネルギー省等の関係機関および JICA モルディブ支所と、調査方針（インセプションレポート）及び中間進捗（インテリムレポート）、最終報告書（案）（ドラフトファイナルレポート）に関する十分な協議・調整を行う。

また、本調査内容に対する同国側関係者の理解を促進し、調査業務の円滑な実施を促進することを目的として、本件調査内で 1 回、インテリムレポート作成の時期に、本調査の対象となる主要防災関係機関および対象海岸域の行政機関、民間組織等を対象とした知見共有セミナーを実施することとする。参加人数は 50 名程度を想定する。コンサルタントは、本セミナーの目的を踏まえ、具体的な開催時期及び内容について、プロポーザルにおいて提案すること。

(7) 現地調査対象国の体制

事業オプション検討の事例として現地調査の対象とするモルディブ国においては、2018年11月の新大統領就任を踏まえ、今後省庁再編が行われる可能性もあるため、情報収集や実施体制の検討にあたっては留意すること。

7. 業務の内容

「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法等がある場合にはプロポーザルにて提案する。

(1) 国内準備業務

① 関連資料・情報の収集・分析等

気候変動、海岸域災害、およびモルディブ国にかかる関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

さらに、最近の類似の外部資金スキームの採択案件・コンセプトノートの分析（投資基準、積算方法等）や最近の外部資金運営機関の方針・動向等についても把握する。

② インセプションレポート（案）の作成

上記の結果及び調査の全体方針を取りまとめたインセプションレポート（案）を作成する。インセプションレポート（案）の内容は以下のとおり。

- ア) 調査の背景、経緯
- イ) 調査の目的
- ウ) 調査の方針
- エ) 調査の内容と方法（作業項目、手法）
- オ) 作業計画（作業工程フローチャート、日程等）
- カ) コンサルタントの作業および作業期間
- キ) 調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
- ク) 提出する報告書とその目次案
- ケ) JICAへの便宜供与依頼事項

③ インセプションレポート（案）の説明・協議・最終化

JICA 地球環境部（防災グループ、気候変動対策室）、南アジア部、スリランカ事務所、モルディブ支所に対し、インセプションレポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプションレポートを最終化し、JICAの承認を得る。

④ 調査用資機材の調達・発送準備

現地調査に必要とされる資機材を現地調達、国内調達に分けて整理し、調査工程に合わせた調達のための準備を行う。

⑤ 海岸域における気候変動関連災害の概況

モルディブ国およびその他海洋国における代表的な気候変動の推移と特徴事象、およびそれに伴う近年の海岸浸食・高波・高潮災害の発生履歴と被害状況について整理と分析を行う。

(2) 現地調査業務

① モルディブ国における気候変動および防災分野の概況、国内制度

モルディブ国の気候変動および防災分野にかかる以下の現状と関連国内制度について、情報収集と分析を行う。

- ア) 気候風土、および気候変動に伴う海岸地域の事象、海岸災害の履歴
- イ) 気候変動・防災分野にかかる政策（「Safer Island Policy」を含む）、マスタープラン、事業計画
- ウ) 気候変動・防災分野にかかる法制度、国および地方レベルにおける関係機関の組織体制、国および地方レベルでの関連予算額および用途・執行主体
- エ) 国および地方レベルの開発計画・土地利用計画および関連規制
- オ) 環境社会配慮（住民移転、住民コンサルテーションを含む）にかかる法令、環境影響評価（EIA）の要件および手続き等にかかる規定
- カ) 政府調達にかかる法令・規定、手続き

② モルディブ国気候変動および防災分野における国際機関・ドナーの協力概況

国際機関（世界銀行、アジア開発銀行、国連機関）、二国間ドナーによるモルディブ国の気候変動および防災分野における協力方針、既往協力案件、実施・計画中案件等について整理を行う。

③ 外部資金スキーム

事業オプションを検討するにあたり、成果拡大のため他資金スキームを活用する場合の要件、案件形成・実施手続きにかかり必要な制度等について情報収集・整理および制度設計の検討を行う。外部資金スキームの事例として、GCF 案件の形成要件、投資基準、GCF における案件申請・実施手続きおよび最新の案件審査の議論について整理と分析を行う。

また、海岸保全・防災分野におけるプロジェクト無償・技協・円借款、および GCF 等の外部資金スキームの活用策に関する比較検討を行う。

④ モルディブ国における「気候変動に強靱で安全な都市・地域づくり」コンセプト・戦略の検討

同国の現状および「Safer Island Policy」を踏まえ、基本方針案を検討する。またこれに基づき、対策事業の優先付けを整理する。

なおこれらの策定にあたっては、環境・エネルギー省およびその他関係機関との十分な協議、および対象海岸域近隣住民へのコンサルテーションを行い、コメントを反映すること。住民コンサルテーションは本調査期間内で3回、毎回30名程度を想定する（日本側負担は資料作成費程度を想定）。また、ジェンダー配慮および災害弱者に対する配慮を方針策定において勘案すること。

⑤ モルディブ国対象島の海岸保全協力にかかる分析・検討

モルディブ国を事例として、Addu環礁およびLaamu環礁の各対象島において、下記の現状にかかるデータ収集と分析を行った上で、対策が必要な海岸タイプの優先付け、対策工法オプション等を検討する。海岸保全の対象となる海岸延長は2対象島で計4,000m程度と想定する。

本項に示した以外に効果的・効率的な調査方法等がある場合には、プロポーザルにて具体的に追加提案すること（経費については別見積とする）。

ア) 波・海水流・水位の特性

気候変動の影響および海岸災害の起因となる現象の把握のため、波高・波向計等と用いた波・海水流・水位の計測を行い、データを収集する。

これらのデータは、環礁の外洋側と礁湖側等、特性の異なる海岸地形についてはそれぞれ計測地点を設定すること。また、計測はおおむね1年間の四季ごとの変移を把握するように行うこと。

イ) 海底・海岸形状の特性

測量やドローンによる空中撮影等の手段により、海岸形状および安定勾配、等高線に関するデータを収集するとともに、モルディブ側により定期的にモニタリングする方法を検討する。

また、海浜の形成と安定海浜の分析、また海岸保全にかかる仕様検討のため、海浜および海底より底質を採取し、粒度等の特性を把握する。

ウ) サンゴ環境およびその要因となる水質の現状

対象島沿岸の形成源であるサンゴ環境について、現状、人的影響、地域による影響の差異とその要因等について、データの収集と分析を行う。また、サンゴ環境の大きな要因となる水質状況をデータ計測等により把握、分析を行う。

エ) 土地利用・開発の状況、重要インフラ・構造物の現況

海岸周辺地域の土地利用および開発の近年の推移、現況、ならびに開発計画に基づく今後の見込み等について整理を行う。

オ) 海岸域における気候変動・災害リスク解析
対象島の海岸における津波、高潮、波浪および海岸線変化にかかる予測モデルを検討し、それらが周辺地域に及ぼす被害予測分析を行う。

カ) 海岸保全・減災構造物対策にかかる工法オプション
オ)を踏まえ、対象島海岸の具体的な海岸保全・減災にかかる構造物対策の方針を策定の上、工法オプションを比較検討の上整理する。

キ) 対策事業にかかる現地コンサルタント・施工業者
事業オプションを対象島海岸域で実施した場合に雇上が想定される、モルディブ国および近隣国（スリランカ、インド等）のコンサルタント・施工業者について情報収集を行い、実績・体制等を分析する。

ク) 対策事業にかかる材料調達先
事業オプションの実施において必要な材料の材質・採取場所・採取量の検討を行う。

⑥ モルディブ国対象島の重要インフラ防災対策にかかる分析・検討
Addu 環礁および Laamu 環礁の対象島海岸域の市街地・人口密集地における、気候変動・災害に対する強靭性向上にかかり、以下の現状分析および対策の検討を行う。

ア) 重要インフラの現状と災害リスク
重要インフラ（政府機関、公共施設、交通インフラ、ライフライン）の所在地と気候変動・災害リスクの観点からの現状、および海岸災害対策にかかる構造物の現況について情報収集・確認を行い、同地域の災害リスクを踏まえた被害想定について整理を行う。

イ) 重要インフラの海岸災害対策オプション
(2) ⑥ア) 項を踏まえ、各重要インフラの想定される災害リスクからの防御にかかる基本方針、およびそのために必要な対策について検討する。構造物対策事業については工法オプションもあわせて比較検討の上、整理すること。

⑦ モルディブ国における災害情報の分析・伝達体制強化にかかる検討
モルディブ国における津波、高潮、波浪等にかかる予警報・情報の分析・伝達体制の強化の観点から、以下の現状分析および対策の検討を行う。

ア) 予警報情報の分析・伝達体制の現状

津波、高潮、波浪等の予警報・災害情報の分析、モルディブ国政府防災関係機関間の伝達体制、および対象2環礁における住民等への発信体制について情報を収集する。また対象2環礁における近年のこれら気象事象・災害時に発出された予警報情報の伝達・発信の実績、およびこれらが地域住民の避難行動にどのように繋がったか等の経緯について整理を行い、予警報情報の伝達・発出体制の課題や改善事項について分析を行う。

イ) 予警報情報の分析・伝達・発出体制改善に向けた検討

7.(2)⑦ア)項に基づき、津波、高潮、波浪等にかかる予警報・災害情報の分析・伝達・発信体制強化にかかるハード・ソフト両面での事業オプションについて検討する。特に情報発信にあたっては、無償資金協力で整備予定の地上デジタル放送システムを活用した緊急警報放送システム(EWBS)を導入した場合に期待される成果、またそれを踏まえてさらに投入が必要な体制強化策について整理する。

⑧ インテリムレポートの作成・説明・最終化

7.(2)⑦項までの調査結果及び7.(3)項以降の作業方針をインテリムレポート(案)として取りまとめる。インテリムレポート(案)についてはJICAと協議後、必要な修正を行った上で、モルディブ国側関係機関と協議を行い、合意を得て最終化する。なお、ドラフト版のJICAへの提出にあたっては、JICAが内容を確認するための十分な時間を確保すること。

(3) 国内整理業務

① 海岸保全・防災協力事業オプションの検討のための情報整理

現地業務の調査結果を踏まえ、JICAが配布するフォーマットに従い、必要な情報を取りまとめるとともに、事業オプションとしてのコンポーネントの整理と事業費試算を行う。この際に、7.(2)③項のGCF等外部資金スキームにかかる収集・分析情報も踏まえる。なお、事業費の試算は、(2)⑤カ)項において提示した工法オプション毎の試算を含む。

本資料は今後の事業実施検討に係る基礎資料となることから、調査の過程でJICAと十分協議を行いつつ作業を行うこと。

② プロジェクト形成・実施フェーズにおいてJICAに求められる制度設計

事業オプションをGCF等の外部資金スキームを活用して実施する場合、案件形成・審査・実施段階においてJICA側で追加的に整備が必要な制度、ガイドライン等の規程、判断が必要な方針等について整理する。特に以下項目についての整理を含めること。

- ア) JICA 環境社会配慮ガイドライン、および外部資金スキームの事例として GCF の環境社会配慮関連規定において、環境カテゴリ決定に必要な情報と確認方法。また、実施フェーズにおける環境モニタリング・報告の体制
- イ) ジェンダー・弱者配慮にかかる確認事項、必要なベースライン情報、詳細設計で含める活動等
- ウ) 外部資金による予算管理を含めた事業運営体制と技術協力協定等の既存制度・規定との関係
- エ) コンサルタント、施工業者の調達方法と JICA 調達ガイドライン等の既存規定との関係

③ ドラフトファイナルレポートの作成・説明・協議

調査結果をドラフトファイナルレポートとして取りまとめる。JICA の確認を得た上で、同国実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。本レポートには、7.(3)①項にて指定フォーマットにとりまとめた結果を別添すること。

④ ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに対する同国実施機関及び JICA のコメントを反映させ、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち、本契約の成果品は下記エ) ファイナルレポートとする。各報告書へ記載する内容は、「7. 業務の内容」を参照。各報告書についての同国政府に対する説明・協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得ること。JICA への事前提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。それぞれの「提出時期」は、事前の JICA との協議結果が反映され、JICA が了承した内容の報告書提出の時期とする。

なお、製本版を作成するエ) ファイナルレポート以外の報告書については、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、同国実施機関との協議、日本国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

ア) インセプションレポート

提出時期：調査開始時（2019年1月中旬を想定）

部数：英文 16 部（JICA 6 部、モルディブ国機関 10 部）
和文 6 部（JICA）

イ) インテリムレポート

提出時期：2019年7月下旬

部数：英文 16 部（JICA 6 部、モルディブ国機関 10 部）

和文 6 部 (JICA)

ウ) ドラフトファイナルレポート

提出時期: 2020 年 4 月下旬

部 数: 英文 21 部 (JICA 6 部、モルディブ国機関 15 部)

和文 6 部 (JICA)

エ) ファイナルレポート

提出時期: 2020 年 6 月下旬

部 数:

英文 (製本版) 16 部 (JICA 6 部、モルディブ関係機関 10 部)

英文 (簡易製本版) 5 部 (JICA)

英文 (製本版の CD-R) 12 部 (JICA 5 部、モルディブ関係機関 7 部)

和文要約 (製本版) 6 部 (JICA)

和文要約 (CD-R) 5 部 (JICA)

※ファイナルレポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、調査終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる具体的な削除対象箇所については、別途 JICA と十分に協議の上決定する。

(2) その他提出物

ア) コンサルタント業務従事報告

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

記載事項: 調査業務日とその概要

提出時期: 2 週間毎

部 数: 和文 2 部

イ) 議事録等

現地調査対象のモルディブ国政府との各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA モルディブ支所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10 日前までに配布資料を JICA に提出すること。

ウ) 収集資料

本件調査を通じて収集・作成した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA の様式による収集資料リストを付した上で調査終了後 JICA に提出する。

記載事項: 収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期: 調査終了時

部 数: 2 部

(3) 報告書の作成・印刷仕様

各種報告書の作成にあたっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載すること。

作成にあたっては、原稿の段階で JICA と十分な協議を行うものとし、各報告書の実施機関を含む関係機関への説明・協議の際にはモルディブ国の意見・要望等を聴取し、議事録に残すこと。

(4) 報告書の印刷仕様・電子化仕様

- ・ 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ・ 各調査報告書は、モルディブ国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- ・ 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ・ 各レポートには、その内容の要点を記載した要約を加えること。ファイナルレポートについては、調査結果の概要を 3~5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約版、英文版の最初の部分に入れること。
- ・ ファイナルレポート以外の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。
- ・ 報告書等の印刷・電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。
- ・ レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ・ レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ・ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ・ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

調査は2019年1月上旬より開始し、2020年6月下旬の終了を目途とする。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA 地球環境部及び同国関係者と協議の上で変更することがある。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

36.75M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた調査費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア) 総括／地域計画（2号）
- イ) 海岸保全計画（3号）
- ウ) 海岸工学
- エ) 海洋調査
- オ) 津波・高潮・高波解析／気候変動
- カ) 災害情報伝達
- キ) 外部資金スキーム（3号）
- ク) 制度設計
- ケ) 環境社会配慮／合意形成手法／ジェンダー

業務実施上の必要に応じて現地にて通訳を雇用することを可とする。現地語⇔英語（もしくは日本語）通訳の現地傭上に係る経費は見積りに計上すること。

3. 現地再委託

調査内容について、現地再委託を行う場合は、プロポーザルにて明確な理由及び業務内容と共に提案し、必要経費については本見積りに含めること。

現地再委託契約にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務の遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果

品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

4. モルディブ国の便宜供与

現地調査にかかる作業スペース、机等の什器、調査にかかる関連情報は同国政府より提供する。

5. 参考資料

- ・モルディブ国 地上デジタルテレビ放送に係る情報収集・確認調査報告書
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12230876.pdf
- ・緑の気候基金（GCF）との連携に関する JICA の取組み方針
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/108684.pdf>

6. 配布資料

- ・調査結果報告フォーマット

7. 機材

機材調達に当たっては、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」（2017年6月）に従うこと。

本調査では、7.（2）⑤項に示す調査で使用する機材についてコンサルタントが調達することを想定している。コンサルタントは必要な機材購入費及び輸送費について見積もることになるが、その際、機材費の合計金額については1,500万円を上限とする。なお、金額については見積価格を分けて提示すること。

コンサルタント調達分については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」（2017年6月）に従い、受注者はニーズ把握・機材選定、機材仕様書作成、機材調達、輸出手続き、現地陸揚げ港までの輸送を一貫して行うこととする。

本契約において、本邦調達する供与機材について、コンサルタントは外国為替及び外国貿易法（外為法）及び輸出に関するその他法令により規制対象の該非判定を行い、輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントが当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

8. その他留意事項

（1）複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ間なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。現地業務に先立ち「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録し、現地の治安状況について、JICAモルディブ支所、在モルディブ日本国大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICAモルディブ支所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

以上